

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署: 学校教育部学務課 No.002

処 分 名	春日部市入学準備金返還金・奨学金返還金の返済の猶予又は免除の適否の決定
処 分 の 概 要	入学準備金返還金・奨学金返還金の全部または一部の返済の猶予又は免除申請に対し、その適否を決定します。
根拠条例等・条項	春日部市入学準備金・奨学金貸付条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 178 号）第 9 条 春日部市入学準備金・奨学金貸付施行規則（平成 29 年規則第 4 号）第 18 条
審 査 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	約 2 か月
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 1 月 19 日）
申請時期	随時
申請方法	教育センター 1 階学務課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyouiku/shuugakuenjo/junbikin.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市入学準備金・奨学金貸付条例

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学準備金又は奨学金の全部若しくは一部の返済を猶予又は免除することができる。

- (1) 借受人又は奨学生が返済前に死亡したとき。
- (2) 災害その他の理由により返済が不可能と認められるとき。
- (3) 上級学校に進学したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

■春日部市入学準備金・奨学金貸付施行規則

第18条 条例第9条の規定による入学準備金又は奨学金の返済猶予若しくは免除を受けようとする者は、入学準備金・奨学金返済猶予等申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、これを審査会の審査に付さなければならない。
- 3 市長は、審査会の答申があったときは、返済の猶予又は免除の適否を決定し、その旨を入学準備金・奨学金返済猶予等決定（却下）通知書（様式第14号）により当該申請者に通知しなければならない。